

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第24号 宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… (生活支援課) … 2

告 示

- 告示第76号 市道路線の区域の変更 …… (建設総務課) … 3
- 告示第77号 市道路線の供用の開始 …… (建設総務課) … 4

公 告

- 公告第33号 農業委員会定例総会の招集 …… (農林茶業課) … 4

教 育 委 員 会

- 告示第10号 教育委員会の招集 …… 4

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第51号 委員長の就任 …… 4
- 告示第52号 委員長職務代理者の指定 …… 4

農 業 委 員 会

- 公告第7号 農業委員会定例総会の招集 …… 4

規 則

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年7月20日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第24号

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成30年宇治市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第14条を第16条とし、第9条から第13条までを2条ずつ繰り下げ、第8条の前の見出しを削り、同条中「市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。）に関する情報（以下「市町村民税関係情報」という。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項に規定する申請による保護の開始若しくは同条第9項に規定する申請による保護の変更、同法第25条第1項に規定する職権による保護の開始若しくは同条第2項に規定する職権による保護の変更若しくは同法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）」を「市町村民税関係情報又は生活保護実施関係情報」に改め、同条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の見出し及び1条を加える。

（条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報）

第9条 条例別表第2の中欄に掲げる生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とし、当該事務を処理するために利用することができる同表の右欄に掲げる法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報であつて規則で定めるものは、当該事務の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第19条第1項の規定を準用して行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 昭和29年厚生省社会局長通知に基づき、生活保護法第6条第2項の規定を準用して要保護者とされる外国人又は同条第1項の規定を準用して被保護者とされた外国人（以下この号において「要保護者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報
 - イ 要保護者等に係る失業等給付関係情報
 - ウ 要保護者等に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
 - エ 要保護者等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
 - オ 要保護者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
 - カ 要保護者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
 - キ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は同法附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
 - ク 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的

- に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- ケ 要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
- コ 要保護者等に係る生活保護法第19条第1項に規定する保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項に規定する職権による保護の開始若しくは同条第2項に規定する職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報
- サ 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- シ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
- ス 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- セ 要保護者等に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいう。）又は市町村民税（同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。）に関する情報（以下「市町村民税関係情報」という。）
- ソ 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- タ 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
- チ 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報
- ツ 要保護者等に係る年金給付関係情報
- テ 要保護者等に係る特別障害給付金関係情報
- ト 要保護者等に係る年金生活者支援給付金関係情報
- ナ 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報
- ニ 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報
- ヌ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- ネ 要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報
- ノ 要保護者等に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の休業補償、同法第28条の2第1項

の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金又は同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報

- ハ 要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下このハにおいて「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下このハにおいて「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下このハにおいて「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報

ヒ 要保護者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

- (2) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第24条第1項の規定を準用して行う保護の開始又は同条第9項の規定を準用して行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第25条第1項の規定を準用して行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定を準用して行う職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第26条の規定を準用して行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号アからハまでに掲げる情報
- (5) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第63条の規定を準用して行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号アからハまでに掲げる情報
- (6) 外国人生活保護関係事務に係る生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定を準用して行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定を準用して行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号アからハまでに掲げる情報

第6条を第7条とし、第4条及び第5条を1条ずつ繰り下げ、第3条の前の見出しを削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の見出し及び1条を加える。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第3条 条例別表第1の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるものは、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年厚生省社会

局長通知」という。）の定めるところにより生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定を準用して生活に困窮する外国人に対して実施する保護の措置に関する事務（以下「外国人生活保護関係事務」という。）であつて、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定を準用して行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定を準用して行う保護の開始若しくは同条第9項の規定を準用して行う保護の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定を準用して行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定を準用して行う職権による保護の変更にに関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定を準用して行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第29条第1項の規定を準用して行う資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定を準用して行う就労自立給付金の支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定を準用して行う進学準備給付金の支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 生活保護法第55条の8第1項の規定を準用して行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
- (9) 生活保護法第63条の規定を準用して行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (10) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定を準用して行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定を準用して行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

附 則

この規則は、宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和5年宇治市条例第16号）の施行の日から施行する。

（揭示済）



宇治市告示第76号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年8月4日から14日間

令和5年8月4日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
木幡48号線（区間1）	木幡東中14番地	前	9.4	81.0	
	木幡東中2番地の8		~10.8		
	木幡東中14番地	後	9.4	81.0	
	木幡東中2番地の8		~14.8		

木幡48号線（区間2）	木幡東中2番地の8	前	10.8	33.6
	木幡東中47番地の1		~13.2	
	木幡東中2番地の8	後	13.2	33.6
	木幡東中47番地の1		~14.8	
伊勢田町71号線	伊勢田町若林47番地（右）	前	6.0	5.8
	伊勢田町若林47番地（右）		~7.0	
	伊勢田町若林47番地（右）	後	7.0	5.8
	伊勢田町若林47番地（右）		~7.6	
伊勢田町168号線	伊勢田町若林47番地（右）	前	4.0	20.5
	伊勢田町若林47番地（右）		~11.6	
	伊勢田町若林47番地（右）	後	4.1	20.5
	伊勢田町若林47番地（右）		~7.4	

宇治市告示第77号

市道路線の供用の開始について
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。
 その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年8月4日から14日間
 令和5年8月4日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
伊勢田町71号線	伊勢田町若林47番地（右）	令和5年8月4日
	伊勢田町若林47番地（右）	
伊勢田町168号線	伊勢田町若林47番地（右）	令和5年8月4日
	伊勢田町若林47番地（右）	

公 告

宇治市公告第33号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第1回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和5年7月14日

宇治市長 松村 淳子

開会日時 令和5年7月20日 14時00分
 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
 付議事項 1 会長の選出について
 2 会長職務代理者の選出について
 3 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 4 その他

(揭示済)

教育委員会

宇治市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和5年7月20日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和5年7月21日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項 1 会議録署名委員の指名について
 2 会期について
 3 報告
 4 専決事項の報告について

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第51号

委員長の就任について

令和5年7月18日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

令和5年7月18日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

住所

氏名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第52号

委員長職務代理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を委員長職務代理者に指定しました。

令和5年7月18日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

住所

氏名

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第2回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和5年8月4日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和5年8月7日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見に

ついて

- 2 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について
- 3 専決事項の報告
- 4 その他

